呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

福祉保健部福祉保健課

国. 県の動向について

●国の対応状況

- 3月26日 特措法に基づく対策本部を設置
- 3月28日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
- 4月 1日 政府専門家会議開催。「都市部を中心に感染者が急増している」との現状分析
- 4月 2日 厚労相から、感染者が急増する地域で、軽症患者等を自宅・宿泊施設での療養 させる方針
- 4月 7日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 4月 7日 「新型コロナウイルス感染症経済対策」閣議決定
- 4月 7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出 ※対象地区:埼玉県,千葉県,東京都,神奈川県,大阪府,兵庫県,福岡県
- 4月11日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 4月16日 「緊急事態宣言」の対象を全都道府県に拡大
- 4月16日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 5月 4日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 5月 7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長

●県の対応状況

- 3月26日 特措法に基づく県対策本部を設置
- 3月28日 県内(広島市)で5・6例目の感染を確認
- 3月29日 県対策本部員会議開催
- 4月 1日 県内(広島市)で7~10例目の感染を確認
- 4月 2日 県内(福山市)で11例目の感染を確認
- 4月 3日 県内(福山市・府中町)で12・13例目の感染を確認
- 4月 4日 県内(東京都(広島市帰省)・福山市)で14・15例目の感染を確認
- 4月 9日 新型コロナウイルス感染症専門員会議開催
- 4月10日 知事及び保健所設置市3市長との新型コロナウイルス感染症対策に関する会議 (WEB会議) 開催
- 4月10日 知事から週末における外出自粛要請
- 4月12日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
- 4月13日 知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する 会議(WEB会議)開催

- 4月13日 知事から「感染拡大警戒宣言」による外出自粛要請の平日への拡大要請
- 4月16日 広島県対策本部員会議開催
- 4月17日 広島県対策本部会議開催
- 4月18日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
- 4月18日 広島県対策本部会議開催

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」発出

- 5月 3日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
- 5月 4日 知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する 会議 (WEB会議) 開催
- 5月 5日 広島県対策本部会議開催

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」変更

→ 5月5日現在 県内で163例の感染を確認

呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

福祉保健部福祉保健課

新型コロナウイルス感染症対策の現状について

1 感染者の状況(国内 5/6 12:00 時点, 県内 5/5 18:00時点)

国内感染者	15, 354例(う	ち人工呼吸器又は	集中治療室に入院中308例,	退院者数4,918例)	※死亡者543名
県内感染者 (163 例)	○ 呉市(1) ○福山市(22) ○東広島市(2) ○三原市(1)	〇府中町(2)	写度感染者1名を除く]) 〇江田島市(1) 〇廿日市市(3) [東京都(広島市帰省)(1	○尾道市(3))を除く]	

※国内感染者には、クルーズ船事例は含んでいません。

2 県内相談窓口の相談状況 (5/5 現在)

					相談	内容		
	相談日	相談件数	症状等の 健康相談	医療体制 等	予防•治療 等	渡航	流行地域から の帰国者から の相談	その他
1,	/29~4/29	49,361	34,124	2,566	2,149	204	69	10,249
	呉市分	2,271	1,817	65	119	9	1	260
4.	月30日(木)	789	607	17	22	15	0	128
	呉市分	40	36	0	1	0	0	3
5	月1日(金)	0						
	呉市分	30	26	1	0	0	0	3
5	月2日(土)	0						
	呉市分	23	20	0	1	0	0	2
5	月3日(日)	0						
	呉市分	31	22	0	3	0	0	6
5	月4日(月)	0						
	呉市分	47	39	0	2	0	0	6
5	月5日(火)	0						
	呉市分	40	30	0	0	0	0	10
	合 計	50,150	34,731	2,583	2,171	219	69	10,377
	呉市分	2,482	1,990	66	126	9	1	290

3 PCR検査の実施状況 (5/5 現在)

		検査係	牛数 ()内は陽性	生件数					
検査実施日		保健所設置市分		県保健所	合計				
	広島市	呉 市	福山市	管内分					
1/29~4/29	1,999 (77)	171 (1)	869 (22)	1,924 (55)	4,963 (155)				
4月30日(木)	25 (1)	5 (0)	11 (0)	62 (3)	103 (4)				
5月1日(金)	66 (1)	6 (0)	27 (0)	76 (0)	175 (1)				
5月2日(土)	58 (1)	3 (0)	18 (0)	43 (0)	122 (1)				
5月3日(日)	39 (4)	2 (0)	16 (0)	34 (0)	91 (4)				
5月4日(月)	22 (0)	0 (0)	5 (0)	17 (0)	44 (0)				
5月5日(火)	40 (0)	2 (0)	16 (0)	32 (0)	90 (0)				
合 計	2,249 (84)	189 (1)	962 (22)	2,188 (58)	5,588 (165)				

4 児童の受入状況 (4/24 現在)

		放課後児童会		学	校
	開設施設数	入会児童数	利用児童数	開校数	受入児童数
3/2~4/18	35	2,761	52,533	-	2,306
4月20日(月)	35	2,761	847	30	684
4月21日(火)	35	2,761	808	30	619
4月22日(水)	35	2,761	757	29	541
4月23日(木)	35	2,761	747	30	553
4月24日(金)	34	2,761	710	28	536
累計	_	_	56,402	_	5,239

5 臨時休館の状況 (5/8 現在)

大和ミュージアムほか 170施設

1 新型コロナウイルス感染症に関する相談件数(生活・住まい等)

(件数)

	3/16 ~ 4/24	4/27 (月)	4/28 (火)	4/29 (水)	4/30 (木)	5/1 (金)	週間計	累計
相談件数	416	23	30		22	32	107	523

[・]収入減などの生活相談

2 生活福祉資金貸付金の相談・申請件数(呉市社会福祉協議会)

(件数)

			3/25 ~ 4/24	4/27 (月)	4/28 (火)	4/29 (水)	4/30 (木)	5/1 (金)	週間計	累計
	相談件数		313	18	20		16	17	71	384
	緊急小口 資金	10万円	26	4	1		3	1	9	35
申請		20万円	95	8	6		3	6	23	118
件数	総合支援資金		0	0	0		1	0	1	1
	計		121	12	7		7	7	33	154

[・]緊急小口資金:主に休業された方、総合支援資金:主に失業された方

3 住居確保給付金の相談・申請件数(生活支援課自立支援室)

(件数)

	3/16 ~ 4/24	4/27 (月)	4/28 (火)	4/29 (水)	4/30 (木)	5/1 (金)	週間計	累計
相談件数	64	5	9		5	12	31	95
申請件数	4	0	4		0	1	5	9

^{・2}の生活福祉資金貸付金と3の住居確保給付金の相談件数を含む。

[・]貸付金は、申請後、審査を含めて5日前後で口座に振り込まれている。

呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

産業部商工振興課

1 新型コロナウイルス感染症に関する持続化補助金証明書発行件数

(件数)

発行日 区分	3/10 ~ 4/24	4/27 (月)	4/28 (火)	4/29 (水)	4/30 (木)	5/1 (金)	週間計	累計
発行件数	4	0	0	0	0	0	0	4

2 セーフティネット保証4,5号及び危機関連保証の認定件数

(件数)

							=	(11 34/
認定日区分	4/24まで	4/27 (月)	4/28 (火)	4/29 (水)	4/30 (木)	5/1 (金)	週間計	累計
セーフティネット保証 4号(3/2~)	113	17	14	0	12	11	54	167
セーフティネット保証 5号(3/6~)	8	1	0	0	0	2	3	11
危機関連保証 (3/6~)	12	1	0	0	2	3	6	18
計	133	19	14	0	14	16	63	196

[※]上記の数値は呉市での認定件数であり、実際の融資件数とは異なります。

呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

福祉保健部子育て支援課、子育て施設課

放課後児童会、保育所等、子育て支援に関係する施設の対応について

5月4日(月)に新型コロナウイルス感染症対策に係る国の緊急事態宣言が5月31日(日)まで延長されたこと、及び呉市立学校における一斉臨時休業(令和2年4月17日(月)から5月6日(水))が、令和2年5月31日(日)まで延長されたことを受けて、感染拡大防止のため、現在実施中の市内の放課後児童会、保育所等における保護者への利用自粛のお願いを、次のとおり延長します。

また, 臨時休館としている子育て支援に関係する施設の対応についても, 同様に延長します。

なお、子育てアプリによる配信、呉市ホームページ等への掲載のほか、放課後児童会に ついてはメール及び各放課後児童会からの連絡、保育所等については各保育施設等からの 連絡により、周知を行います。

1 期間

令和2年5月11日(月)から5月31日(日)まで

- 2 放課後児童会の開所について
 - (1) 放課後児童会は、感染防止対策を徹底した上で継続
 - (2) ただし、ご家庭での保育が可能な方(保護者が仕事を休まれて家にいる場合など)は、利用を控えていただくことに協力していただくようお願いする。
 - (3) 分担金については、休会届の提出により減免する。
- 3 保育所等(保育所,認定こども園,地域型保育事業)の開所について
 - (1) 保育所等は、感染防止対策を徹底した上で継続
 - (2) ただし、ご家庭での保育が可能な方(保護者が仕事を休まれて家にいる場合など)は、利用を控えていただくことに協力していただくようお願いする。
 - (3) 保育料については、日割りにより減免する。
- 4 すこやか子育て支援センター(くれくれ・ば,ひろひろ・ば)
 - (1) 広場利用を休止し、相談業務のみ継続
- 5 児童館(二川児童館、大坪谷児童館、宮原児童館)
 - (1) 臨時休館を継続

社会保険労務士、行政書士へ気軽に依頼できるよう呉市が助成します。

1 どのような小さなお店であっても、コロナウイルスの影響を受けて休業し、従業員(アルバイトの方も含みます。)に休業手当を支給している場合は、雇用調整助成金を受ける事ができます。

ただ、このことをご存じない方がいらっしゃいます。

また, 申請手続きが難しく, 困っておられるとの声も聞きます。

そこで、<u>社会保険労務士に申請手続きを依頼される場合、その手数料</u>について、1事業者について、10万円までは呉市が全額お支払いいたします。(別紙1)

2 コロナウイルスの影響により、売上げが一定程度減少した場合、 法人200万円、個人事業主100万円の範囲内で国から持続化給付金 が支払われます。

また、広島県からの休業要請(4/22~5/6)に応じた場合、 呉市と広島県から、10万円から50万円の協力支援金が支払われることになっています。

その他,無利子無担保の融資など,国や県からの多くの支援制度があります。

そこで、行政書士にこれらの申請手続きを依頼した場合、その手数料についての2分の1、上限2万5千円を呉市がお支払いいたします。 (別紙2)

- 3 コロナウイルスに関するあらゆる支援制度について、ご相談いただける場として行政書士の皆様に窓口を設置していただきますので、お気軽にご相談ください。(別紙3)
- 4 コロナウイルスにより休業等により生活に困っている場合,緊急貸付 や家賃の給付を受けることができます。(別紙4)
- 5 この他, 主な支援制度をわかりやすくとりまとめましたので, 相談される際の参考としてください。(別紙5)

社会保険労務士へ気楽に依頼できるよう呉市から助成します

制度の内容

(1) 対象要件

次の全てに該当する方が対象となります。

- ア 呉市内に事業所を有している小規模事業者・中小企業者*
- イ 雇用調整助成金の支給を受けようとしている方
- ウ 市税の滞納がない方
- エ 暴力団員及び暴力団員等に該当しない方
- ※中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる中小企業者

(2) 対象経費

対象事業	雇用調整助成金の申請
補助率	10/10
補助限度額	10万円/事業者
期間	令和2年5月11日〜当面の間

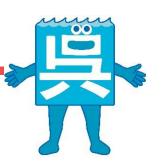
今回のコロナウイルス対策の雇用調整助成金の申請に対し助成します。補助金は, 呉市から社会保険労務士に直接支払います。

提出書類

社会保険労務十にご相談ください。

お問い合わせ先

当面は、呉市商工振興課工業グループ(電話 25-3308)にご連絡下さい。 なお、現在お引き受けいただける社会保険労務士の方々の名簿を作成しています。出来上がり 次第お知らせします。



行政書士へ気楽に依頼できるよう呉市から 助成します

新型コロナウイルスの影響で, 呉市内の事業者の皆様は売上げの減少など様々な影響を受けておられると思います。

これに対し、国や県、呉市からの持続化給付金、休業要請に対する協力支援金、無利子無担保の融資、税金のお支払いの猶予や免除など様々な支援制度がありますが、そういった制度のあること自体をご存じない方、また手続きが難しくて困っておられる方がいらっしゃいます。

そこで、申請書類の作成を行政書士に依頼した場合の費用について呉市が助成します。

制度の内容

(1) 対象要件

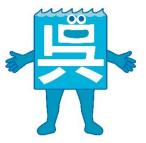
次の全てに該当する方が対象となります。

- ア 呉市内に事業所を有している小規模事業者・中小企業者*
- イ 持続化給付金,広島県の休業要請への協力支援金,無利子無担保の融資などコロナウイルス 対策について,国,広島県及び呉市からの補助金等の支給や支援を受けようとしている方
- ウ 市税の滞納がない方
- エ 暴力団員及び暴力団員等に該当しない方 ※中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号に掲げる中小企業者

(2) 対象経費

対象事業	国,広島県及び呉市の補助金等の申請 (雇用調整助成金を除く。)
補助率	5/10
補助限度額	2. 5万円/事業者
期間	令和2年5月11日〜当面の間

この補助金は、呉市から行政書士に直接支払います。



提出書類

行政書士にご相談ください。

お問い合わせ先

行政書士相談窓口 令和2年5月11日(月)から令和2年6月10日(水)まで

開設時間:午前9時から午後4時まで 電話番号 25一5696

※相談窓口の開設時間以外は呉市商丁振興課 電話番号 25-3308

行政書士に気楽に相談できる相談窓口を設置します

新型コロナウイルスの影響で,呉市内の事業者の皆様は売上げの減少など様々な影響を受けておられると思います。

これに対し、国や県、呉市から雇用調整助成金、持続化給付金、休業要請に対する協力支援金、無利子無担保の融資、税金のお支払いの猶予や免除など様々な支援制度がありますが、そういった制度のあること自体をご存じない方、また、手続きが難しくて困っておられる方がいらっしゃいます。

そこで、呉市で相談窓口を設置します。お気軽にお立ち寄りください。

制度の内容

1 期間等

令和2年5月11日(月)から令和2年6月10日(水)まで

開設時間:午前9時から午後4時まで 電話番号*(0823)25-5696

2 場所

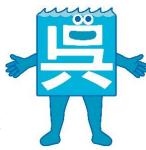
呉市役所本庁舎 1階多目的室(呉市中央4丁目1番6号)

3 応対者

広島県行政書士会会員の行政書士がどのような些細なことでも, 無料で相談に応じます。

お問い合わせ先

※相談窓口の開設時間以外のお問い合わせは、次の連絡先へお願いします。 呉市商工振興課工業グループ 電話 25-3308





新型コロナウイルス感染症の影響で休業や失業された皆様へ



生活福祉資金特例貸付のご案内

(緊急小口資金・総合支援資金)

~ 一時的に必要な生活費をお貸しします ~

休業された方向け (緊急小口資金)

- **貸付対象** 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急 かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ※生活保護世帯は対象外
- 貸付限度額 ※本資金の貸付は、10万円単位とする

原則として、一世帯につき一回10万円。

ただし、以下の場合は、一世帯につき20万円。

- (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
- (2) 世帯員に要介護者がいる場合
- (3) 世帯員が4人以上いる場合
- (4) 世帯員に①または②の子の世話を行うことが必要となった労働者がいるとき
 - ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
 - ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
- (5) 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する 費用が不足するとき
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期限 据置期間経過後2年以内
- 貸付利子・保証人 無利子・不要

失業等された方向け(総合支援資金)

● **貸付対象** 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困 窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯(その他一定の条件あり)

※生活保護世帯は対象外

● 貸付限度額

(1)2人以上:月20万円以内 (2)単 身:月15万円以内

貸付期間:原則3か月以内 (分割交付 1か月ごと)

● 据置期間 貸付の日から1年以内

● 償還期限 据置期間経過後10年以内

● **貸付利子・保証人** 無利子・不要

※ 原則,自立相談支援事業等による支援を受け付け,継続的な支援を受けることが要件となります。

※今回の特別措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除 することができることとしています。

= 申込みに必要なもの =

- ●共通で必要な書類
- ・減収や失業等の状況が確認できるもの(給与明細、通帳、離職票、廃業届等)
- ・申込者本人名義の預金通帳、キャッシュカード ※ネット銀行除く
- 印鑑
- ●緊急小口資金
- ·本人確認書類(運転免許証、健康保険証、住民票、障害者手帳等) 等
- ●総合支援資金

住民票(世帯全員分)/印鑑登録証明書(資金交付までの提出で可)/本人確認書類(運転免許証,健康保険証,障害者手帳等)/世帯収入及び支出が確認できる書類/負債及び滞納の総額・残額・返済(納付)状況が確認できる書類 等

※申込にあたり、複数回面談させていただく場合があります。また、必要に応じて追加の書類を求める場合がありますのでので、ご了承ください。

◆ 相談受付窓口:

社会福祉法人 呉市社会福祉協議会

呉市中央5丁目 12-21 呉市福祉会館 1階 TEL: 0823-25-0266

受付時間:午前8時30分~午後5時15分(土日·祝日除く)

※受付終了時間を過ぎてお越しの場合、受付できませんので、ご注意ください。

※駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関でお越しください。

中国労働金庫 申込書類請求 受付ダイヤル

TEL: 082-236-8362 受付時間: 午前9時~午後5時(土日·祝日除く)

※中国労働金庫で申込みできるのは、緊急小口資金のみです。(※郵送での申込みのみ)

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター

TEL: 0120-46-1999 受付時間: 午前9時~午後9時(土日·祝日含む)

実施主体:社会福祉法人 広島県社会福祉協議会 生活支援課

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が拡がりました

住居確保給付金は、<u>※就職にむけた活動をするなどを条件に</u>, 一定期間,家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

2年以内の離職・廃業、<u>または休業等により</u> 収入が減少し、住居を失うおそれがある方



仕事がない・減った 家賃が払えない・・・ 住居確保給付金の支給により、安定した生活を送ることができます。





主な給付要件チェックリスト

工・の川口スコンエンン ノバ										
			チェック欄							
1	t職・廃業をした日か 、収入を得る機会が	よ								
	収入が、下記の「収入基準額(月額)+家賃実額(上限あり)」 以下で、かつ、預貯金等の資産が下記の金額以下ですか? ※4人世帯以上の収入基準額等は直接窓口までお問い合わせください。									
		単身世帯	2人世帯	3人世帯						
	収入基準額(月額)	84,000円	130,000円	172,000円						
	支給家賃額(上限額)	35,000円	42,000円	46,000円						
	預貯金等の資産	504,000円	780,000円	1,000,000円						
目	ョ請時に、主として世報	帯の生計を維	持していますか) ነ?						

※4月30日からは、ハローワークへの求職申し込みが当面不要となりました。

○すべての項目にチェックレが付いた方

呉市生活支援課 自立支援室内「福祉の窓口」(呉市役所2階)に相談下さい。

電話(0823)25 - 3571 FAX (0823) 24 - 6813

新型コロナウイルス感染症による経済支援等に関する相談窓口一覧

支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付·開設 時間	備考
生活福祉資金の貸 付	休業や失業等により生活資金でお悩みの 方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸 付を実施します。	社会福祉協議会 (0823) 25-0266 生活支援課 自立支援室内 「福祉の窓口」 (0823) 25-3571	8:30~ 17:15 (平日)	①緊急小口資金(主に休業された方) 新型コナウィルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必学校等の休業等の特別 20万円以内)を無利子で貸付します。 ②総合支援資金(主に失業された方) 新型コウィルス感染にもり生活のでは、日常生活の後期では、大業等により収入の影響にいる所は、日常は大阪とは、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の
就労支援,住居確 保給付金等	離職や収入の減少等により生活が困窮す る場合, 相談に応じます。	生活支援課 自立支援室内 「福祉の窓口」 (0823) 25-3571	8:30~ 17:15 (平日)	①就労支援 離職,失業した方に対して再就職の支援 を行います。 ②住居確保給付金 離職や休業により収入が減り,家賃が払 えずに住居を失うおそれのある方に対し て,家賃を有期で給付し,再就職活動を支 援します。
国・県・市の補助 金等に関する相談	様々な機関の支援制度の紹介を行うため の相談窓口です。 行政書士が相談に応じます。	商工振興課 25-3308	9:00~ 16:00	【相談受付場所】 呉市役所 1 F 25-5696
事業者向け補助金 等サポート事業	雇用調整助成金をはじめとした国・県・ 市の補助金等の申請手続を委託した場合 に、その費用を補助します。	商工振興課 (0823) 25-3308	8:30~ 17:15 (平日)	【委託先】 雇用調整助成金…社会保険労務士 上記以外の手続…行政書士
国の支援策や資金 繰りに関すること (例 持続化給付 金)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とした国の支援策や資金繰りに関すること	経済産業省 中国経業 中小企業金融・給付企業 融・給付金報 窓口】 0570-783183 【中国経済者相 窓口】 082-224-5661	中小企業金 ・ 17:00 ・ 17:00	
広島県感染拡大防 止協力支援金	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の休業・営業時間短縮要請に協力いただいた個人事業主・中小企業者に対して協力支援金(仮称)を支給	広島県 [申請相談] 協力支援金セン ター 082-513-2828		申請書は広島県西部総務事務所呉支所のほか、呉商工会議所、呉広域商工会、呉市役所、各市民センターで入手できます。 申請は協力支援金センターへメールか郵送で行ってください。

支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付·開設 時間	備考
実質無利子・無担 保融資(日本政策 金融公庫)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け, 一時的な業況悪化を来している中小企業・小規模事業者等に対する融資	日本政策金融公庫 [貸付相談] 呉支店 0823-24-2600	9:00~ 17:00 (平日)	
新型コロナウイルス感染症対策資金 (実質無利子・無 担保融資)	新型コロナウイルス感染症による売上減 少等の影響を受けた中小企業等に必要な 事業資金を円滑に供給するため,広島県 が国,市,広島県信用保証協会及び金融 機関と連携して実施する融資制度	広島県 [間工学動局 商営営新新課 082-513-3321	8:30~ 17:15 (平日)	[融資申込先] 取扱金融機関 [特徴] 実質無利子(当初3年間)・無担保・据置 最大5年以内 信用保証料 全額又は半額補助
特別定額給付金の支給	令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている市民に対し、1人10万円を支給します。	呉市特別定額給 付金コールセン ター 0120-033-020	8:30~ 17:00 (平日)	
子育て世帯への臨 時特別給付金の支 給	令和2年3月31日において,児童手当を 受給する世帯(O歳~中学生のいる世 帯)に対し,対象児童1人当たり1万円 を支給します(特例給付受給の方は対象 外です)。	子育て支援課 (0823) 25-3173	8:30~ 17:15 (平日)	
小規模事業者持続 化補助金(一般 型, 二次公募)申 請における新型コロナウイルスの影響を受けた事業者 の証明書の発行	中小企業庁では、小規模事業者持続化補助金において、新型コロナウイルス感染症による影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者を対象に加点措置があります。この加点を受けるために必要な書類を呉市で発行します。	商工振興課 (0823) 25-3310	8:30~ 17:15 (平日)	呉市の事業者であり、かつ今般のコロナウイルス感染症の広がりにより影響を受け、2020年2月から第2回締切日(令和2年6月5日)までの任意の1か月間の売上が前年同月に比して10%以上減少していることが証明書発行の条件となります。 持続化補助金の申請先は、呉商工会議所もしくは呉広域商工会です。
中小企業融資制度 (景気対策特別資 金)	業況悪化している中小企業者等に対し, 運転資金を融資します。 ・融資限度額 2,000万円 ・融資期間 10年以内(据置期間1年以内) ・利率 1.0%以下	商工振興課 (0823) 25-3814 【申込先】 取扱金融機関	8:30~ 17:15 (平日)	【申込先】 取扱金融機関
セーフティネット 保証 4 号認定	自然災害等の突発的事由により経営の安 定に支障を生じている中小企業者への資 金供給の円滑化を図るため、信用保証協 会による保証限度額の別枠化等を行う制 度です。	商工振興課 (0823) 25-3814	8:30~ 17:15 (平日)	最近1か月間の売上高等が、前年同月比2 0%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月比20% 以上減少することが見込まれることが条件です。 保証割合:100%
セーフティネット 保証 5 号認定	業況の悪化している業種に属する中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会による保証限度額の別枠化等を行う制度です。	商工振興課 (0823) 25-3814	8:30~ 17:15 (平日)	最近3か月間の売上高等が、前年同月比5%以上減少していることが条件です。時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月間の売上高等が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高等見込を含む3か月間の売上高等の減少でも可能です。 保証割合:80%

支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付·開設 時間	備考
危機関連保証認定	東日本大震災やリーマンショック時と同程度の危機時に、信用保証協会による保証限度額の別枠化等を行う制度です。	商工振興課 (0823) 25-3814	8:30~ 17:15 (平日)	最近1か月間の売上高等が、前年同月比15%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月比15%以上減少することが見込まれることが条件です。 保証割合:100%
国民健康保険料の 納付に関する相談	国民健康保険料の納付が困難な場合、相談に応じます。	保険年金課 (0823) 25-3153	8:30~ 17:15 (平日)	
後期高齢者医療保 険料の納付に関す る相談	後期高齢者医療保険料の納付が困難な場合、相談に応じます。	保険年金課 (0823) 25-3156	8:30~ 17:15 (平日)	
国民健康保険傷病 手当金の支給	給与等の支払を受けている被保険者 が、新型コロナウイルス感染症に感染す るなどし、療養のため労務に服すること	保険年金課 (0823) 25-3154	8:30~ 17:15 (平日)	
後期高齢者医療傷 病手当金の支給	ができなくなり、事業主から十分な報酬 が受けられない場合に傷病手当金を支給 します。	保険年金課 (0823) 25-3156	8:30~ 17:15 (平日)	
介護保険料の納付に関する相談	介護保険料の納付が困難な場合,相談に 応じます。	介護保険課 (0823) 25-3176	8:30~ 17:15 (平日)	
市税の納付に関する相談	市税の納付・納入が困難な場合、相談に応じます。	収納課 (0823) 25-3201	8:30~ 17:15 (平日)	
上下水道料金の支 払い猶予・分割納 付	上下水道料金の支払いが困難な場合,支払い猶予や分割納付等の相談に応じます。	上下水道局 お客様サービス センター (0823) 26-1622	8:30~ 17:15 (平日)	
呉市発注の工事及 び業務の一時中止 等に関する相談	工事従事者または業務従事者に感染が確認された場合や、感染拡大防止のため、 工事または業務の一時中止や工期延長の 意向がある場合の対応についての相談窓 口です。	技術監理室 (0823) 25-3412	8:30~ 17:15 (平日)	詳しくは、技術監理室のホームページ「呉市発注工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組みについて」をご覧ください。
新型コロナウイル スに係る消毒事業	新型コロナウイルス感染により、事業所等を消毒する必要が生じた事業者に費用の一部を助成する制度です。 限度額(補助率)50万円(1/2)	商工振興課 (0823) 25-3308	8:30~ 17:15 (平日)	対象となる経費は、感染者が訪問等したことによって、事業所等の消毒を業者に委託 した場合の費用に限ります。
社会福祉施設等に 対する融資(独立 行政法人福祉医療 機構)	新型コロナウイルス感染症により機能停 止となった社会福祉施設等に対する融資 をします。	[融資相談] 大被支店 福融資本查課 06-6252-0216 大療資相談 下應審相談 06-6252-0219 「返客客業終 06-6252-0219 「返客等報 顧客業務 03-3438-9939	9:00~ 17:00 (平日)	